

岩手弁護士会NEWS

○今後のことなど、いろいろと相談したい。どこに何を相談したらいいのか分からない。
→岩手弁護士会被災者ホットダイヤルにお電話下さい。月～金の午後1時～4時 019-604-7333・019-651-0351
面談による相談をご希望の方は 019-623-5005でご予約を。
今後、避難所等での法律相談にも伺いますので、ご利用下さい。

1 被災者の方への支援

○当面の生活費をどうにかしたい。
→生活福祉資金の貸付（緊急小口貸付） 10万円まで
市町村の社会福祉協議会まで
詳しくは、岩手県保健福祉部地域福祉課に問合せを
019-651-3111（内線5425）

2 支払の問題

○公共料金はどうなるか。
→電気・ガス・水道、下水道・固定電話・携帯電話・携帯電話・PHS等につ
いて、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。
それぞれ契約先に確認する必要があります。

○税金の支払はどうなるか。
→納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があ
ります。
所得税・消費税・法人税等の国税については、各地の税務署に確
認を
個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税等の県税に
ついては、お住まいの地域を担当する振興局に確認を
市町村民税・固定資産税などの市町村税については、各市町村に
確認を

3 保険・共済の問題

○火災保険だけで地震保険に入っていないから、保険金
はもらえないか。
→保険金は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険
に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お
入りになっている保険会社、共済に確認してみてください。
なお、この保険会社と契約しているか分からないときは、以下
に問い合わせてください。
（社）日本損害保険協会
地震保険契約会社照会センター（0120-501-3311）
月～金（祝日除く）の9時～5時
そんがいがほけん相談室（0120-107-808）
月～金（祝日除く）の9時～6時
土日祝（当分の間）の9時～5時
（携帯・PHSからは03-3255-1306）

4 紛失物の問題

○銀行の通帳などがなくなってしまうと、お金がおろせ
ない。再発行してくれるのか。
→銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料
で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。
身分証明証があれば持参し、それもないときはそのことも併せて
相談してみてください。
銀行印がなくなった場合は、印鑑の変更の手続をとってください。

○自動車などがなくなってしまう（使えなくなってしまう
た）ので、登録を抹消したい。
→運輸支局に確認を。050-5540-2010
車体番号・登録番号が分からない
→申請者の情報や納税証明書等で分かれば受理
印鑑証明書がとれない、実印を紛失
→署名と本人確認書類（免許証等）で受理。
原因を証明する証書（り災証明書）がまだもらえない
→申請人の申立書で代える。

5 その他の問題

○免許証の有効期間が迫っている。
→運転免許証で、平成23年3月11日以降に有効期間が満了する
場合は、有効期間が8月31日まで延期されます。
現在、免許センターや警察は、再交付の事務に集中しており、更
新事務は停止していますので、事務の再開後に更新手続をとること
になります。

○り災証明書とは何か。これがあるとうなるのか。
→り災証明書とは、市町村が、申し出により家屋の被害状況の調査を
行い、その確認した事実に基づき発行する証明書で、各種支援等の
基準となるものです。被害状況としては、全壊・大規模半壊・半壊
・一部損壊等に分かれます。
市町村の発行体制が異なるので、市町村に確認が必要です。事業者
のり災証明もあるので、問い合わせを。

○年金や健康保険料の支払はどうなるか。
→健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に
かかる拠出金については、納期限が延長されます。
国民年金についても、支払が困難な場合は市町村や年金事務所に相
談してください。
口座振替は止まらない可能性があるので、その点も市町村や年金事
務所に連絡をしてください。

○住宅ローンを支払う余裕がない。
→被災者の方については、被災の状況によって、1年～3年の支払猶
予が受けられる可能性があります。
被災者専用ダイヤル 9:00～17:00（祝日、年末年始除く）
0120-086-353 かからないときは048-615-0420

○地震特約があるから、生命保険金は出ないか？
→今回の地震・津波に関しては、生命保険各社は地震特約を適用しな
いことに決めたそうです。保険金が支払われる可能性がありますがの
で、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。
なお、この保険会社と契約しているか分からないときの確認先は、
今、生命保険協会が準備しています。

○地震・津波で自動車が壊れてしまった。
→車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津
波による災害による損害は補償対象外とされています。
地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震によ
る損害も補償されるので、保険会社に確認してみてください。

○身分証明証がなくなってしまう。住民票はとれるか、
免許証は再びもらえるか。
→住民票は市町村で、本人確認がとれば交付を受けることができま
す。まずは市町村の窓口へ。
運転免許証は、再発行手続をして下さい。盛岡、久慈、金ケ崎の運
転免許センターや岩手・花巻・一関・千厩・遠野・岩泉・二戸の各
警察署で。沿岸部でも臨時の窓口が開かれますので、情報に注意し
てください。

○実印や印鑑登録カードがなくなってしまう。
→実印がなくなった場合は、別の印鑑を準備して、登録印鑑を変更し
てください。
実印は手元に残っているという場合は、印鑑登録カードの再発行手
続をとってください。
手続は市町村の窓口を確認してください。

○クレジットカードがなくなってしまう。
→各クレジットカード会社になくした旨の連絡をし、新たなカードの発行を
求めて下さい。

○会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけな
くなった。
→日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保
証制度、県の融資制度など、いろいろな可能性がります。
公庫や商工会議所などに相談してみてください。